

【オーストラリア】移民法改正

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

* 移民法改正案が 2014 年 2 月 12 日に連邦議会下院で、同 5 月 14 日に上院で可決され、同 5 月 27 日に裁可された。保護ビザの申請に関する移民審判所等の決定の効力発生時期など主に法執行上の技術的な難点を解消する改正であるが、難民の地位にも影響するもので、議会での議論はそこに集中した。

1 移民法

オーストラリアの移民法は、1901 年「移民制限法」以来の長い系譜ののち 1958 年に移民法 (Migration Act 1958) として整理され、それ以降はこの法律の改正という形で積み重ねられ、移民の国と形容される同国の移民関係の法体系の中心的地位にある。

「移民法」は簡略名称で、正式名は「外国人のオーストラリア入国及び滞在並びに外国人その他の者のオーストラリアからの出国又は国外退去に関する法律」といい、全体で 1035 か条あり、各種のビザ、外国人の滞在・抑留・国外退去、移住支援、関係機関、移民審判所、難民審判所、司法審査などを定めている。1994 年以降毎年数本の改正法が成立しており、累計 100 を超える。このことはこの 20 年間の移民の動向と政策の激動を物語っている。

2 改正法の概要

今回の改正法（法案は 2013 年に提出されたので Migration Amendment Bill 2013 であるが、法律は Migration Amendment Act 2014 となる）の改正点は、細かくは約 40 項目にわたるが、大きく 3 点にまとめることができる。いずれも、改正の必要性は連邦裁判所の判決から生じており、旧法の法執行上の不明確さを改め、明確化を図るのが趣旨で、一見技術的な論点である。

(1) 保護ビザに関する移民審判所等の決定の効力発生時期

保護ビザ発行の拒否、取消し、撤回に対する移民審判所等の妥当性審査 (merit review) の決定の最終的確定は、それが通知されたときではなく、その記録が作成されたときである、ということを確認する改正である。難民審判所の妥当性審査の決定が電子的に送付された 2 時間後に、それをまだ知らない保護ビザの申請者が必要書類を審判所に送ったことの結果が争われた事件で、連邦裁判所（注）は、確定的にかつ外形的に当事者に伝達されなければならないと判示した。実際には当事者の行方を把握できず審査結果が当事者に届かないこともあり、判旨では法的安定性を欠き、法の本来の意図に矛盾するという理由で立法的解決を図った。

(2) 保護ビザの申請制限

保護ビザの発行を拒否された者や取り消された者は移民区域 (migration zone) に

いる間はいかなる申請もできないということを明確にする改正である。これも別の事件で、拒否され又は取り消された申請と異なる法的根拠による申請を旧法は禁じていないとする連邦裁判所の判決があったことが背景にある。法的根拠の異なる申請を繰り返すことにより出国を遅らせるという濫用を惹き起こしかねないという理由で立法的解決を図った。

この改正の結果出国すると人権上危険な状況に陥る場合があるという指摘もあるが、政府はその種の危険に対する措置は既にあるので、この改正の影響を受ける者の権利に変更をもたらすものではないと主張している。他方、国連難民高等弁務官事務所は、再審理のための法的装置が重要であると懸念を表明している。

(3) 保護ビザ申請に関する保安上の評価

オーストラリア保安情報機構（ASIO：Australian Security Intelligence Organisation）は、ある者が保安上リスクがあると評価する権限を有し、その基準と権限が法定されている。改正では、保護ビザの申請者はこの ASIO の評価でリスクがあるとされていない者という基準を加えた。旧法は下位法令で定めていたが、それでは法律に基づくとは言えないという連邦最高裁判決があったので、法律レベルにしたというものである。この結果、保護すべき難民と認められながら保安上リスクがあると評価された者（現在約 50 人）は、無期限の抑留を強いられ、かつ保護ビザが与えられないことに対する難民審判所等の妥当性審査を受ける道もないという問題が生じ、法律の専門家からは、国際人権規約にも反するなどの懸念が表明されている。

3 議会における議論

野党労働党は、この改正は移民・難民の受け入れを秩序立てることに資すると表明して賛成に回り、反対は緑の党と独立党の少数にとどまった。その主張は、判例が積み重ねてきた人権保護から逃れようとしている、国際社会から懸念を持たれている、真に保護を必要としている外国人をも無期限の抑留に追い込む、の 3 点に要約できる。

特に前記 2(2)(3)に批判を集中させ、例としてスリランカからの難民で、理由も知らされないまま保安上の問題があるとされ 3 年間抑留されている若い母親を挙げて、確かに出身国や保安上の脅威の有無を明らかにする必要はあるが、閉じ込めて法の下での公正な手続にアクセスできなくするのではなく、無期限抑留以外で潜在的な脅威を管理する方法を作るべきではないかと主張した。

また、オーストラリアには、否定的な保安上の評価を受けた者に対する独立審査官制度があるが、法的根拠を持たない制度であるので、これに法的根拠を与えようという主張があり、労働党は法案には賛成した上で、政府に対してこの主張をしている。

注

・連邦の裁判所は、最高裁判所、連邦裁判所、家庭裁判所、治安裁判所からなる。

参考文献（インターネット情報は 2014 年 6 月 18 日現在である。）

・法案、連邦議会における議論等について、オーストラリア連邦議会サイト<<http://www.aph.gov.au/>>